

(料金改定等のお知らせ)

「訪問介護」料金表

令和元年10月1日改定分

対象事業所 奈良市：あすならホーム富雄、あすならハイツあやめ池
大和郡山市：あすなら苑

上記事業所の地域区分は「6級地」で1単位あたりの単価は **10.42円**

【基本サービス】

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
身体介護 20分未満 1単位の増加	166単位	1,729円	173円	346円	519円
20分以上、30分未満 1単位の増加	249単位	2,594円	260円	519円	779円
30分以上、1時間未満 1単位の増加	395単位	4,115円	412円	823円	1,235円
1時間以上 1単位の増加	577単位	6,012円	602円	1,203円	1,804円
以降、30分毎に加算	83単位	864円	87円	173円	260円
援生活助 20分以上、45分未満 1単位の増加	182単位	1,896円	190円	380円	569円
45分以上 1単位の増加	224単位	2,334円	234円	467円	701円

※早朝夜間（午前6時～午前8時）（午後6時～午後10時）は25%、深夜間（午後10時～午前6時）は50%割り増しされます。

※やむを得ない事情で、かつ担当ケアマネジャー作成の居宅サービス計画上、2人で訪問介護を提供した場合は、2倍の料金となります。

【加算サービス】

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（注:1）	200単位	2,084円	209円	417円	626円
緊急時訪問介護加算（身体介護のみ）	100単位	1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）／月	100単位	1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）／月	200単位	2,084円	209円	417円	626円

※上記の加算の適用は利用者への提供サービスの内容や事業所の体制等によって異なりますので、加算をつける場合には原資を提供するものです。事前に説明させていただきます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に13.7%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）新規	所定単位数に6.3%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）新規	所定単位数に4.2%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の両方が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅰ）の場合…所定単位数に20.0%（13.7%+6.3%）を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅱ）の場合…所定単位数に17.9%（13.7%+4.2%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算・特定処遇改善加算を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

令和元年 月 日 事業所名（ ） 説明者（ ）
サービス利用者の氏名（ ）

消費税増税に伴う基本サービス料金の改定及び新規の「介護職員等特定処遇改善加算」についての説明を受けました。

説明を受けた方（ ）（本人・家族・代理人） ㊞